

さいたま市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による自立支援給付対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者（以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。）に対して行う自立支援給付に関する文書の提出及び質問等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設の設置者若しくは当該指定に係る施設の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）、並びに指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、次に係る基準条例等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 「さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第58号）
- (2) 「さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年さいたま市条例第59号）
- (3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）
- (4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）（以下「指定基準」という。）
- (5) 「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」（平成18年厚生労働省告示第65号）
- (6) 「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」（平成18年厚生労働省告示第66号）
- (7) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (8) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第124号）

(9) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第125号)

(10) 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成18年9月厚生労働省告示第539号)
(指導形態等)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、市が指定又は登録の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して、必要があると認めるとき、指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、原則として指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地で行う。

(指導対象の選定)

第4条 指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 実地指導

ア 前年度に実地指導を行わなかった指定障害者支援施設等設置者等及び指定自立支援医療機関開設者等の中から対象を選定して実施する。

イ 前年度に実地指導を行わなかった指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等の中から対象を選定して実施する。

ウ その他特に指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

(集団指導の方法)

第5条 集団指導は、次の方法により行う。

(1) 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努める。

(実地指導の方法)

第6条 実地指導は、次の方法により行う。

(1) 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は指導開始時に次に掲げる事項（エを除く）を文書により通知するものとする。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 出席者

エ 事前提出資料

オ 準備すべき書類等

カ 指導担当者

キ その他必要な事項

(2) 指導方法

実地指導は、国が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」の別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

(3) 指導体制

実地指導は、原則として監査指導課の職員2名以上で行う。ただし、必要に応じて障害福祉所管課の担当職員の立会いを求めることができる。

(指導結果の通知等)

第7条 実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書により指導内容の通知を行う。

2 前項の文書による指導を行った場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対し、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求める。

3 実地指導の結果、自立支援給付に係る費用の請求等に関し、過誤による調整を要すると認められた場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用の自主返還等を行うよう指導する。

(再実地指導)

第8条 指導した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等については、再度の実地指導等を行うことができる。

(監査への変更)

第9条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに別に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
(さいたま市障害福祉サービス事業者等指導実施要綱の廃止)
- 2 さいたま市障害福祉サービス事業者等指導実施要綱(平成24年6月1日福祉部長決裁)は、
廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年5月16日から施行する。